

「あわじ環境未来島構想」の地域活性化総合特区指定申請における
「あわじ環境市民ファンドの創設」に係る規制の特例措置等の提案

〔規制改革〕

・市民ファンドに係る手続きの簡素化〔金融商品取引法等〕

市民ファンド等でみなし有価証券の所有者数が500名以上となる場合の有価証券届出書と継続開示についての有価証券報告書の提出義務を緩和

（提案趣旨）

- ・投資効率が低く、投資回収期間が20～30年と想定される環境配慮型設備への投資に対して、有価証券届出書や報告書等の開示や監査や資料作成等の管理コストなど、設備運用にかかる関連の間接コストをできる限り抑えることにより、市民からの出資を促進する。

〔税制改革〕

・総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、再生可能エネルギー発電への市民による投資事業を追加〔総合特区法等〕

総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、再生可能エネルギー発電への投資事業を追加し、当該投資事業を行う中小企業への出資者に所得控除の特例措置を適用

（提案趣旨）

- ・再生可能エネルギー活用促進に取り組む事業に対する市民から幅広い投資を促進する観点から、総合特別区域法施行規則第5条に「市民から直接または間接に出資を受けて再生可能エネルギー活用を行う事業」を明記し、環境市民ファンド運営会社への個人の出資に対し所得税の特例措置を受けられるようにする。

・特定地域活性化事業を行う中小企業に対し個人が出資した場合の所得税の特例措置の適用拡大〔租税特別措置法等〕

地域ぐるみでの再生可能エネルギーの活用^{*}や農水産業の活性化に関する事業を行う指定会社の株式を個人が金銭の払い込みにより取得した場合は、現行制度で認められている民法組合等経由の取得だけでなく、匿名組合を経由した取得であっても地域活性化総合特区の所得税の特例措置を適用（^{*}別途総合特区法施行規則第5条の改正が必要）

（提案趣旨）

- ・環境ファンドで多く用いられている匿名組合を経由した株式会社への出資についても所得税の特例措置の対象とすることで、市民からの幅広い投資を促進する。

〔金融支援〕

・「総合特区支援利子補給金」制度の対象に「環境市民ファンドの運営」を追加〔総合特区法等〕

利子補給の対象事業に環境市民ファンドの運営経費や投資原資に係る融資を追加

（提案趣旨）

- ・「総合特区支援利子補給金」制度の対象に「環境市民ファンドの運営」を加えることにより、先進的、実験的な取組を行うファンド運営会社の運営経費や投資原資の調達に際して、金融機関のリスクを軽減し、融資を受けやすくする。

地域活性化総合特区(あわじ環境未来島特区)規制の特例措置等の提案書(別表)

提案団体名:兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市

ファンド関連箇所へ網掛け(該当箇所:P.8~10)

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
廃棄物系のバイオマス資源の広域的な収集・運搬等を可能にするための規制緩和	<p>・剪定枝等のバイオマスを活用した発電・熱供給・燃料化の取組にあたって、これらを市域を越えて広域的に収集する必要がある。</p> <p>・一般廃棄物では食品廃棄物に限り、主務大臣の認定を受けた再生利用事業計画に従って収集運搬する場合、収集運搬業の許可が不要(食品リサイクル法)であるが、剪定枝等の廃棄物系バイオマスについてはこのような取り扱いは認められていない。</p> <p>・一般廃棄物に関する再生利用指定制度では、事業者が複数市町と個別に調整する必要があり、時間や手続面で事業者の負担感が大きく、市域をまたがって廃棄物系バイオマス資源の運搬・収集し、効率的活用を行う上での妨げとなっている。</p>	<p>・一般廃棄物である剪定枝等の廃棄物系バイオマス資源の再生利用事業について、事業計画の審査に際し、都道府県知事が関係市町との間で調整を行えば、食品リサイクル法における一般廃棄物の収集運搬業の許可に準じて主務大臣が認定することとし、事業者については、廃棄物収集運搬業の許可を不要とする。</p>	<p>・事業者の負担を軽減し、剪定枝等、未活用バイオマスの利用促進を図るため、知事が事前に許可権限を持つ関係市町と十分に調整を図ったうえで、食品リサイクル法における特例措置に準じ、主務大臣が計画認定等を行うスキームが妥当である。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・来るべき資源制約の時代に備えて、災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業) A-a) 地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証</p>	<p>・資源の有効な利用の促進に関する法律</p> <p>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項</p> <p>・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第21条第2項</p>	経済産業省 環境省					
ドライ系資源の発電・液体化による貯蔵利用事業のフィージビリティ・スタディに係る財政支援	<p>ドライ系資源の発電・液体化による貯蔵利用事業のフィージビリティ・スタディの実施にあたって地元市、民間企業、研究機関だけでは十分な資金が確保できないことから、支援が必要である。</p>	<p>ドライ系資源の発電・液体化による貯蔵利用事業のフィージビリティ・スタディに係る財政支援(国10/10)の創設。</p>	<p>・剪定枝、放置竹林、可燃ゴミ等のドライ系バイオマス資源のエネルギー化事業については、これまで民間NPO等で検討が進められてきたところ。現在、廃材処理に多額のコストを投じている道路の剪定枝の処理について、電気や燃料といったエネルギー活用を図り、地域の資源を地域のエネルギーとして活用していく仕組みを検討していくうえで重要である。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・来るべき資源制約の時代に備えて、災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業) A-a) 地域資源の価値を高める複合的なバイオマス利用(電気・熱・燃料)の実証</p>	-	環境省 農林水産省 経済産業省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
小型蒸気発電機導入時の蒸気ボイラーに係るボイラータービン主任技術者の選任・工事計画書提出・使用前審査の手続不要措置の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱集熱システム、高効率小型蒸気発電装置、バイナリー発電システムを組み合わせた新たな太陽熱利用技術の確立を目指すこととしている。 ・平成23年3月14日付経済産業省告示により、「出力300kW未満、最高使用圧力2MPa未満、最高使用温度250 未満、タービン本体が発電機と一体での筐体に収められている、損壊等の事故の際に破片が外部に飛散しない、同一火力発電所構内の労働安全衛生法適用ボイラーの蒸気を受けるまたは同構内以外からの蒸気を受ける」ことを条件に、ボイラータービン主任技術者の選任と工事計画書提出・使用前審査を不要とする旨の規制緩和がなされたところである。 しかし、ボイラーの容量・台数・蒸気の利用状況等の条件(*)により、発電機を導入する前は労働安全衛生法適用であったボイラーが、導入後は電気事業法適用とされる可能性があり、その場合は規制緩和対象とならない。 ・単体では発電出力が300kW未満であっても、複数台設置することにより出力が300kW以上となる場合、規制緩和対象とならない。 といった問題がある。 ・ボイラー台数が1台の場合：ボイラーの最大使用圧力が2MPa超または最大蒸発量が10t/h超で、ボイラーの蒸発量の1/2以上を発電用に充当するもの など ・ボイラー台数が複数の場合：ボイラーの最大使用圧力が2MPa超または最大蒸発量の合計が10t/h超のもの など 	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発電機の導入前に労働安全衛生法適用のボイラーについては、当該発電機の導入後も電気事業法適用に変更せず、平成23年3月14日付け経済産業省告示第38号第4条の内容を適用する。 ・個々の発電装置が「出力300kW未満、最高使用圧力2MPa未満、最高使用温度250 未満、タービン本体が発電機と一体での筐体に収められている」という要件を満たす場合は、複数台数による運転を行う場合でも平成23年3月14日付け経済産業省告示第38号第4条の内容を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国の中でも有数の日射量を有する淡路島において、最近、開発された高効率小型蒸気発電装置とバイナリー発電システムを組み合わせることにより、太陽光発電の2倍超の効率性を発揮し、コスト面では火力発電所に優る可能性がある太陽熱発電の実証を先駆的に行うものである。 ・蒸気発電機導入後も、ボイラーが引き続き電気事業法の適用とならないことで、ボイラータービン主任技術者の選任、工事計画書提出・使用前審査が不要となる。これによりイニシャルコストやランニングコストが低減され、投資費用の削減や投資回収年数の短縮につながり、ひいては安定的な事業実施に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【エネルギー持続の地域づくり】 ・来るべき資源制約の時代に備えて、災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域でのエネルギー創出】 ・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業（発電事業）に取り組む。 （関連事業） A-b) 太陽熱発電とその排熱利用型バイナリー発電の高効率ハイブリッド実証 	<ul style="list-style-type: none"> 自家用火力発電所において発電用と工場用とに併用するボイラーの取扱いについて（昭和40年7月1日40公局第566号） 排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンの取扱いについて（内規）（平成22年2月3日原院第1号） 電気事業法第38条第2項、第43条第1項、第44条第5項、第48条第1項、第50条の2第3項及び71条第21項 電気事業法施行規則第52条第1項の表第2号、第5号、別表第二 小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める件（経済産業省告示第38号）第4条 	経済産業省					
洋上風力発電に係る適正な買取価格の設定と潮流発電による電力の固定価格買取の対象化	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電については、洋上で行う場合は、陸上で行う場合に比べ、設置や運用等に係るコストが割高となる。洋上風力発電の普及のために、発電コストに見合う買取価格の設定が必要である。 ・淡路島周辺海域は、日本有数の潮流に恵まれており、潮流発電を検討しているが、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項において、固定価格買い取りの対象となる再生可能エネルギー源が列挙されているが、潮流発電については記載がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風力発電に係る買取価格は一律とせず、洋上・陸上その他設置運営コストを適正に反映した価格の設定を求める。 ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項において、固定価格買い取り対象の再生可能エネルギー源として、「潮流」を明記する。または、同項第6号に関連して、政令において明記する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州に比し、わが国ではほとんど利用されていない海洋エネルギー、特に洋上風力の活用を進めるために必要である。 ・電気事業者による再生可能エネルギーに比べ割高な洋上風力についても、発電事業の採算性が担保されることで民間事業者等の参加が促進される。 ・潮流発電も太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスと同様、環境負荷が少なく、永続的に利用することができる電気のエネルギー源である。とりわけ、淡路島には日本有数の流速を持つ水路に恵まれており、潮流発電の活用が見込まれる。 固定価格買い取り対象の電気エネルギー源に潮流を加えることにより、生産事業者の安定成長、対象技術への安定した投資や開発が促され、潮流発電の利用拡大が促進される。 	<ul style="list-style-type: none"> 【エネルギー持続の地域づくり】 ・来るべき資源制約の時代に備えて、災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域でのエネルギー創出】 ・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業（発電事業）に取り組む。 （関連事業） A-c) 日本有数の潮流を活用した潮流発電の検討 A-d) 良好な風況を生かした洋上・陸上風力発電の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第4項、第3条 	経済産業省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
海洋エネルギー開発(潮流発電)に係るフィージビリティ・スタディと実証実験への財政支援	潮流などの海洋エネルギー開発については、まだエネルギーの利用技術が確立していないこと、また地域特性の影響を大きく受けることから、フィージビリティ・スタディと実証実験が必要不可欠であるが、地元市、民間企業、研究機関だけでは事業実施のための十分な資金が確保できないことから支援が必要である。	潮流発電のフィージビリティ・スタディや実証実験に係る財政支援の創設。	・潮流発電は自然エネルギー特有の不安定性がなく、安定した供給が可能であり、海に囲まれ、一定の流速を持つ海峡も多い我が国ではその可能性が期待されている。 ・財政支援により、事業実施の資金面での安定が図られることで、フィージビリティ・スタディと実証実験の円滑な実施が可能となる。	【エネルギー持続の地域づくり】 ・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。	【地域でのエネルギー創出】 ・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。 (関連事業) A-c) 日本有数の潮流を活用した潮流発電の検討 A-d) 良好な風況を生かした洋上・陸上風力発電の検討	-	経済産業省					
太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和	・波路島には広大な土取り跡地などが存在し、これを活用した大規模な太陽光発電施設の整備が想定されている。 ・工場立地法では、電気供給業者が一定規模以上の発電所を設置する際、敷地に占める発電設備や緑地、環境施設の面積割合に係る規制があり、太陽光発電所についても、「工場立地に関する準則」において「太陽光発電設備(生産設備)の面積は敷地の50%以下、緑地面積は敷地の20%以上」と規定されており、発電所の建設用地の全てを発電設備に活用できるわけではない。 ・なお、都道府県知事による工場立地法第1条により適用除外とされている。 ・具体的には、例規集2-2-3(12)において、太陽光発電施設の設置については、準則に適合しない場合であっても、森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域に設置される場合であって、周囲の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合、火気発電所の代替施設として二酸化炭素排出量の削減に資するものと考えられることを踏まえた基準明確化を行う。	・太陽光発電所については、水力発電所・地熱発電所と同様に工場立地法の適用除外とする。 ・または、工場立地法の運用において、「森林、丘陵地、原野及び海上等、山間部又は海岸部において周囲に広く自然環境が存在する区域に設置される場合であって、周囲の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合」についての知事の判断基準を明確化する。その際、太陽光発電所は静的な施設であり、周囲の地域における生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合、当該個別の事情を十分審査の上、勧告しないことができる。」とされているが、その判断基準が明確化されていない。このため、敷地の50%を超える太陽光発電設備を有するなど、準則に適合しない太陽光発電施設を設置する場合、その可否の検討について時間を要することにより円滑な施設整備に支障が出るおそれがある。	基準の明確化により、現行規定の敷地面積50%を超える太陽光発電パネルの設置が容易となるなど、敷地面積を最大限に活用することができるようになることから、太陽光発電所の単位面積あたりの発電量が向上し、火力発電所の代替施設としての温室効果ガスの削減とエネルギー自給率向上の推進に資する。	【エネルギー持続の地域づくり】 ・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。	【地域でのエネルギー創出】 ・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。 (関連事業) A-e) 大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備	・工場立地法第4条1項 ・工場立地法第9条第2項 ・工場立地法施行規則第2条 ・工場立地に関する準則第1条、第2条、別表第1 工場立地法運用例規集2-2-3(12)	経済産業省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
太陽光発電付随設備に係る設置許可の柔軟化	<p>・太陽光発電設備については、当該設備の架台下の空間を屋内的用途に用いるものを除いては、建築基準法の規定が適用されない工作物として扱われるが、設備に付随する管理施設などについては、建築基準法上の建築物として扱われるため、都市計画法に基づく都道府県知事等の開発許可が必要となっている。</p> <p>・このため、開発許可にあたって太陽光発電施設設置にかかりの日数を要するほか、許可が下りない場合には、結果として太陽光発電事業が実施できないリスクがあるなど、設置検討の妨げとなっている。</p> <p>* 風力発電機に付随する管理棟や変電設備等については都市計画法に基づく開発許可を不要とする方向で規制の見直しが進められている。</p>	<p>・太陽光発電についても、風力発電と同様、発電機に付随する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付随施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しない旨を明確化する。</p> <p>・また、太陽光発電施設の架台下に、施設の管理施設を設置する場合についても、開発許可を要しない旨を明確化する。</p>	<p>・東日本大震災以後、再生可能エネルギー源を電気に変換する事業については、火力発電や原子力発電の代替エネルギー源として、公益性が高まっており、エネルギー自給率の向上、長期的なエネルギーの安定供給を通じて、ひいては広く国民経済に資する。</p> <p>・淡路島は従来から再生可能エネルギーの利用が進んでおり、日照時間の長さ等から適地であることから、先駆的に特区で規制緩和を実現することで、設備設置を容易にし、普及を後押しする効果が見込まれ、一定の合理性がある。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業) A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p>	<p>都市計画法第4条第12項 開発許可制度運用指針(-1-2 法第4条第12項に規定する開発行為の定義)</p>	国土交通省					
太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和	<p>・淡路島には広大な土取り跡地などが存在し、これを活用した大規模な太陽光発電施設の整備が想定されている。</p> <p>・1000kWを超える発電施設には、工事段階から電気主任技術者(専任)を選任する必要があり、完成後も一定の時間で対応可能な人材の確保が必要である。</p> <p>・1つの太陽光発電施設に対して1人の有資格者を配置する必要があり、複数の施設を設置する場合にはその都度有資格者の確保が必要となる。</p> <p>・電気主任技術者の絶対数がない状況の中で、有資格者が確保できないために、太陽光発電施設を設置できないおそれがあるなど、事業者にとって大きな負担となっている。</p>	<p>・太陽光発電所は静的な発電所であることから、電気主任技術者の設置に関する規制を緩和する。</p> <p>・具体的には、2000kW未満の太陽光発電所については、保安規定を満足した上で、1人の有資格者による複数施設の兼任を認めること、1000kW未満の自家用電気工作物のように電気保安協会などへの外部委託を認める。</p>	<p>・複数施設の兼任が可能になることによって、有資格者確保の負担が軽減され、開発が円滑に進む、また全般にわたるコストが下がり、事業収益性が向上する。</p> <p>・事業収益性の向上により、事業への参画や資金の拠出が促進される。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業) A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p>	<p>電気事業法第42条 電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第2項、第3項、第52条の2、第56条 電気事業法第38条</p>	経済産業省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
太陽光発電施設の系統連系に係る迅速な手続の明文化	<p>・電力系統利用協議会が定めている「電力系統利用協議会ルール」において、一般発電事業者の送配電部門は、発電者から接続検討の申し込みを受けた場合は、3ヶ月以内に結果を出すとして定めている。</p> <p>・事業者が太陽光発電施設を設置しようとする場合、結果が出るまでの間、事業者は、事業実施上のリスク回避の観点から、太陽光発電施設に係る土地の売買や工事に関する契約を結ぶことが難しく、事業計画を円滑に遂行する上でのネックとなっている。</p>	<p>系統連系申請にかかる日数を短縮し、迅速な送電を可能とするため、電気事業法第95条第3項の規定に基づき電力系統利用協議会が定めている「電力系統利用協議会ルール」における接続検討時間の短縮(現行3ヶ月以内を30日以内に)を求める。</p>	<p>太陽光発電施設の設置に係る全体の進捗が早まり、整備が円滑に進む。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業)</p> <p>A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p>	<p>電気事業法第95条第3項</p> <p>電力系統利用協議会:「電力系統利用協議会ルール」</p>	<p>経済産業省</p>					
太陽光発電施設設置に係る架台設置に関するJIS適合要件の緩和	<p>・淡路島には広大な土取り跡地などが存在し、これを活用した大規模な太陽光発電施設の整備が想定されている。</p> <p>・太陽光発電施設は、一部の例外を除き、建築基準法の規制を受けない「工作物」であり、設備の固定強度については、太陽光発電に係るJIS規格(JIS C8955)に拠っている。</p> <p>・しかし、JIS C8955は建築基準法施行令の基準を準用していることから、地上設置型のメガソーラについて過大な耐風圧対策等が求められており、設置工事費が多額となることから、太陽光発電施設を整備する上でのコスト面での支障となっている。</p>	<p>土地に自立して設置される太陽光発電設備については、JIS C8955の適合要件を緩和する。</p>	<p>・太陽光発電施設の設置に係るコストが軽減されることにより、事業収益性が向上し、それにより事業への参画や資金の拠出が促進される。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業)</p> <p>A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p>	<p>工業標準化法第2条第6号、第3条、第69条第1項第2号</p> <p>工業標準化法第69条第1項の主務大臣等を定める政令第2条第2号</p> <p>建築基準法施行令第82条、第87条</p> <p>Eの数値を算出する方法並びにVo及び風力係数の数値を定める件(平成12年建設省告示第1454号)</p>	<p>経済産業省、国土交通省</p>					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
太陽光発電施設設置に係る低圧(直流)範囲の緩和	<p>・太陽光発電設備は、太陽光発電パネルの集合体であるアレイを直列に複数個つないで設置される。</p> <p>・電気設備に関する技術基準を定める省令において、低圧(直流)範囲が750V以下と定められているため、アレイを直列に結ぶ際の上限が存在する。</p> <p>・電圧が低い場合に送電ロスを少なくするには、ケーブルを太くする必要があるので、太陽光発電設置に係るコストを高めている一因となっている。</p> <p>・一方で、太陽光発電モジュールの電圧が低圧範囲を越える場合、使用するケーブル・遮断器について、高価な高圧用規格のものを使用せねばならず、材料及び工事費が増大する。</p> <p>・これらのことが太陽光発電設備の整備に係るコストを全体的に押し上げる要因となっており、太陽光発電の普及促進を図るうえでのネックとなっている。</p> <p>* 高圧・特別高圧での構成も不可能ではないが、高圧・特別高圧用の資材は高価であり、事業採算性を勘案すると採用は困難な場合が多い。</p>	<p>低圧範囲を現行の750Vから1000Vまで緩和する。</p> <p>* 海外の主要国では、低圧範囲は1000Vまでが一般的であり、海外で広く流通しているインバータは1000V程度まで対応できるものが多い。</p>	<p>・より高圧の電気を取り扱えるようになることから、ケーブルをより細くすることができること、海外製の安価なインバータの活用が可能となることか、太陽光発電設備の設置コスト低減にも資する。</p> <p>・費用が軽減されることで、導入期のコストが下がり、事業収益性が向上する。</p> <p>・事業収益性の向上により、事業への参画や資金の拠出が促進される。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域での自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業)</p> <p>A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p>	電気設備に関する技術基準を定める省令第2条第1項の1、第2章 電気の供給のための電気設備の施設	経済産業省					
大規模太陽光発電に係る適切な買取価格の設定	<p>・淡路島では各地に存在する広大な未利用地を活用した大規模太陽光発電施設の整備が検討されている。</p> <p>・一般に太陽光発電施設は、大規模化によるスケールメリットが働き、設置・運営が通減すると考えられるが、ある一定の規模を超えると、系統連系や造成・整地、送電線の引込工事などのコストが高く付くためスケールメリットが働かず、コストの低減が働かなくなることが想定される。</p> <p>・固定価格買取制度において、小規模発電所では高く、大規模発電所では低く買取価格が設定された場合、大規模太陽光発電事業者にとって採算面で不利になることが懸念される。</p>	再生可能エネルギーの普及を図るといふ全量買取制度の趣旨に鑑み、大規模太陽光発電施設の事業者にとって不利にならぬよう、買取価格等について配慮のこと。	<p>・大規模太陽光発電に係る事業採算性が担保されることにより、淡路島において各地に存在する広大な未利用地を活用した大規模太陽光発電施設の整備が促進される。ひいては温室効果ガスの削減とエネルギー自給率向上の推進に資する。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・来るべき資源制約の時代に備えて、災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域での自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業)</p> <p>A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条	経済産業省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
固定価格買取制度における買取価格の適用基準日の適切な設定	<p>・再生可能エネルギーを活用した発電に係る固定価格買取制度において、買取価格は随時政府が見直し可能となる見込みである。</p> <p>・この場合、買取価格の適用基準日を系統連系時とする、投資決定をした際の採算が系統連系時に確保できないリスクが発生することになる。</p> <p>・太陽光発電施設の規模が大規模になるほど、設置工事に期間を要し、事業費も多大となることからこのリスクが増大することになる。</p> <p>・例えば、直前の予告でも買取価格を見直すことが可能となった場合は、リスクを恐れて大規模太陽光発電施設の整備が進まないことが懸念される。</p>	<p>・買取価格の適用基準日を着工時とする。</p> <p>・または、系統連系時を適用基準日とする場合、価格の見直しタイミングについては同一価格を維持する期間を出来るだけ長くとり見直しの時期については、相当程度の期間的余裕を持ってアナウンスすることを明確化する。</p>	<p>・大規模太陽光発電に係る事業採算性が担保されることにより、淡路島において各地に存在する広大な未利用地を活用した大規模太陽光発電施設の整備が促進される。ひいては温室効果ガスの削減とエネルギー自給率向上の推進に資する。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・来るべき資源制約の時代に備えて、災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業（発電事業）に取り組む。</p> <p>（関連事業）</p> <p>A-e) 大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p>	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第3条第3項	経済産業省					
グリーン投資税制の適用拡大	<p>・平成23年6月30日から平成26年3月31日までの期間内に太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備などの新エネルギー利用設備や、EV、プラグインハイブリッド自動車、EV専用急速充電設備などの二酸化炭素排出抑制設備などを取得した事業者は基準取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の措置を受けることができるが、このうち税額控除については対象が中小企業に限られている。</p> <p>・日本国内における大企業における設備投資は、昨今の環境への意識の拡大や社会的責任のもと、徐々に進められてきているのが現状であるが、リーマンショック後、未だ厳しい状況が続いている。</p>	現状中小企業にのみ適用される税額控除の適用拡大を行い、大企業についても3%の税額控除を認める。	<p>・法人税が減額されることによりキャッシュフローが増大する（事業採算性が向上する）。この効果による分配自由度向上が見込まれる。また事業資金の回収期間が短縮され、投資リスクの軽減や次のプロジェクトの前倒し実施、特に導入余地の多い設備（再生可能エネルギー等）の導入、加速化が見込まれる。</p> <p>・大企業においては大型設備の更新などが行いやすくなる。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業（発電事業）に取り組む。</p> <p>（関連事業）</p> <p>A-f) 事業所・家庭での太陽光発電の導入促進</p>	租税特別措置法第42条の6、第52条の3、第53条、租税特別措置法施行令27条の4、27条の6、租税特別措置法施行規則第20条の2の2、旧租税特別措置法第42条の6、52条の3、53条、旧租税特別措置法施行令第27条の6、旧租税特別措置法施行規則第20条の2の2、平19改正法附則89、平22改正法附則1、73、平22改正旧租税特別措置法施行令附則1、平22改正旧租税特別措置法施行規則附則1、12	国税庁、経済産業省中小企業庁					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
住宅の省エネ改修に係る所得税の優遇措置の適用範囲の拡大	<p>・一般家庭において太陽光発電設備の導入をより促進するために、設備導入工事に係る税制面での優遇措置の導入が必要と考えられる。</p> <p>・住宅の省エネ改修工事に係る所得税の税制優遇措置として、「住宅の省エネ改修促進税制(住宅借入金等特別控除)」(H25.12.31まで)と「省エネ特定改修工事特別控除制度(投資型減税)」(H24.12.31まで)が措置されているが、窓等の断熱改修工事を行うことが前提となっており、一般家庭における太陽光発電設備等の導入そのものに対する税制優遇措置はないのが現状である。</p>	<p>住宅の省エネ改修工事に係る所得税優遇措置の対象を、断熱改修工事を伴わない太陽光発電設備や太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池導入に係る工事費用や住宅借入金にも拡大するとともに、措置の対象期間を延長する。</p>	<p>一般家庭における太陽光発電設備、蓄電池、家庭用燃料電池の導入コストが軽減されることにより、地域ぐるみの再生可能エネルギー導入が促進される。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】</p> <p>・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。</p> <p>(関連事業) A-f) 事業所・家庭での太陽光発電の導入促進</p>	<p>租税特別措置法第41条の3の2 租税特別措置法第41条の19の3</p>	<p>国税庁</p>					
市民ファンドに係る手続きの簡素化	<p>・金融商品取引法第4条においては、500名以上のみなし有価証券の募集、あるいは1億円以上の募集の場合には有価証券届出書および継続開示についての有価証券報告書提出が必要となる。</p> <p>・市民ファンドによる再生可能エネルギー投資を考えた場合には、募集金額と人数を増やさなければ、制度上の資料作成のコストと手間がかかるため、金融商品取引法で目的とする投資者の保護に対して、今後の環境配慮型の国民経済の健全かつ持続的な発展を阻害する可能性がある。</p>	<p>・市民ファンド等でみなし有価証券の所有者数が500名以上、あるいは1億円以上となる場合の有価証券届出書と継続開示についての有価証券報告書の提出義務の緩和につき、環境配慮型の設備投資に関しては、500人、1億円の基準を、例えば1000人、5億円まで引き上げる。</p>	<p>環境配慮型設備への投資は、投資効率が悪く、投資回収まで20年あるいは30年という投資回収期間が想定され、その間の投資収益率も低いものとなる。このような収益性の低い設備投資に対して市民からの出資を呼び込むためには、設備運用にかかる関連の間接コストをできる限り抑える必要がある。特に、1億円以上の設備投資が見込まれるMWソーラーを考えた場合の投資金額に対して市民ファンド等で募集を行った場合に、有価証券届出書や報告書等の開示だけでなく、監査や資料作成等の管理コストの増大が見込まれる。</p> <p>・以上を踏まえ、法人設立プロセスの緩和を行うことで、ファンド運営会社の運営経費が軽減され、ファンドの安定的運営が可能となる。ひいては、再生可能エネルギーの個人投資が促進され、地域の低炭素化に資する。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】</p> <p>・エネルギー持続の地域づくりを進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されることが重要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】</p> <p>・島民の主体的に参画により事業を支える仕組みづくりとして環境市民ファンドの創設に取り組む。</p> <p>(関連事業) B) あわじ環境市民ファンドの創設</p>	<p>企業内容の開示に関する内閣府令、金融商品取引法第4条第1項、第2項、第5項</p>	<p>金融庁</p>					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、再生可能エネルギー活用に係る市民による投資事業を追加し、地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)を適用	<p>・地域ぐるみで再生可能エネルギーの活用を推進するため、市民自らが資金を拠出する取組を支援していくことは重要である。</p> <p>・地域活性化総合特区については、総合特別区域法施行規則第5条に定める事業を行うことなど、所定の要件を満たす株式会社が発行する株式を個人が取得した場合、租税特別措置法に基づく所得税の特例措置が受けられる。</p> <p>・しかし、市民から直接または間接(*1)に出資を受けて再生可能エネルギー活用を行う事業については、総合特別区域法施行規則第5条に明記されていないため、現行制度では、環境市民ファンド運営会社に個人が出資したとしても、所得税の特例措置を受けることができない場合がある。(*2)</p> <p>*1) 発電事業を行う別の会社に対しファンドを通じて投資を行う場合 *2) 総合特別区域法施行規則第5条に掲げる再生可能エネルギー事業としては、農業用施設における太陽光発電装置の設置による発電や農業資源に由来する再生可能エネルギー源を活用したエネルギー供給に関する事業に限定されている(同第1項第4号)</p>	<p>総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、「市民から直接または間接に出資を受けて大規模未利用地や公的施設等を利用した再生可能エネルギー活用を図る事業」を追加したうえで、当該事業を行う指定会社(*1)の株式を金銭の払い込みにより取得した個人に対し、地域活性化総合特区の税制優遇措置(*2)が受けられるようにする。</p> <p>*1) 地域活性化総合特区内において、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業を行う中小企業として、認定地方公共団体の指定を受けた株式会社 *2) 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度</p>	<p>再生可能エネルギー活用促進に取り組む事業に対し、市民から幅広い投資が促進されることにより、市民の参画意識の醸成につながる事が期待できるとともに地域ぐるみの再生可能エネルギー利用促進に資する。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】 ・エネルギー持続の地域づくりを進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されるような循環の仕組みづくりが重要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】 ・島民の主体的に参画により事業を支える仕組みづくりとして環境市民ファンドの創設に取り組む。 (関連事業) B) あわじ環境市民ファンドの創設</p>	<p>総合特別区域法第2条第3項第2号 総合特別区域法施行令第2条 総合特別区域法施行規則第5条 総合特別区域法第55条</p>	内閣府					
特定地域活性化事業を行う中小企業に対し個人が出資した場合の所得税の特例措置の適用拡大	<p>・地域ぐるみでの再生可能エネルギーの活用や農水産業の活性化のため、市民自らが資金を拠出する取組を支援していくことは重要である。</p> <p>・地域活性化総合特区については、所定の要件を満たす株式会社が発行する株式を、個人が直接取得する場合のほか、民法組合等(*)を経由して間接に取得した場合も租税特別措置法に基づく所得税の特例措置が受けられるが、環境ファンドで多く用いられている匿名組合を経由した株式会社への出資については、所得税の特例措置の対象となっていない。</p> <p>*) 民法第667条第1項に規定する組合契約によって成立する組合又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合</p>	<p>・地域ぐるみでの再生可能エネルギーの活用(別途総合特区法施行規則第5条の改正が必要)や農水産業の活性化に関する事業を行う指定会社(*1)の株式を個人が金銭の払い込みにより取得した場合は、匿名組合を経由した取得であっても地域活性化総合特区の税制優遇措置(*2)を適用する。</p> <p>*1) 地域活性化総合特区内において、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業を行う中小企業として、認定地方公共団体の指定を受けた株式会社 *2) 社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度</p> <p>「総合特別区域法施行規則第5条に定める事業に、再生可能エネルギー活用に係る市民による投資事業を追加し、地域活性化総合特区の税制優遇措置(所得控除)を適用」とセットでの提案</p>	<p>地域ぐるみでの再生可能エネルギーの活用や農水産業の活性化に係る投資事業に対し、市民から幅広い投資が促進されることにより、市民の参画意識の醸成につながる事が期待できるとともに地域活性化に資する。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】 ・エネルギー持続の地域づくりを進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されるような循環の仕組みづくりが重要。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】 ・島民の主体的に参画により事業を支える仕組みづくりとして環境市民ファンドの創設に取り組む。 (関連事業) B) あわじ環境市民ファンドの創設</p>	<p>租税特別措置法第41条の19 総合特別区域法施行規則第36条</p>	<p>経済産業省、金融庁、内閣府</p>					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
総合特区事業へ融資を行う金融機関への「総合特区支援利子補給金」制度の対象に「環境市民ファンドの運営」を追加し、利子補給制度を適用	<p>・総合特区事業として行う取組の中には、民間の事業体により先進的・実験的に取り組む事業もある。</p> <p>・金融機関による低利融資は、資金回収リスクを大きく見込む傾向が強く、非常に優良な企業によるプロジェクト実施、または非常に優れたプロジェクトでない限り参画が困難になる。このため、先進的、実験的な取組については、金融機関のリスクを軽減し、融資の円滑化を図るため、利子補給による支援が必要である。</p> <p>・「総合特区支援利子補給金」制度の対象に「環境市民ファンドの運営」が含まれていないため、ファンド運営会社の運営経費や投資原資の調達に際して、金融機関からの融資を受けにくくなる可能性がある。</p>	<p>・総合特区事業として行う陸上風力発電、大型ソーラー発電、環境市民ファンド運営会社、就農支援会社、農業生産法人などに融資を行う金融機関に対し、総合特区利子補給金制度(地域の活性化に資する事業に必要な資金の金融機関からの借り入れに対して、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特区計画に定められている場合、予算の範囲内で利子補給金を支給する制度)の適用をお願いしたい。</p> <p>・利子補給の対象事業として環境市民ファンドの運営経費や投資原資に係る融資も含まれるよう、総合特別区域法施行規則第6条第13号の規定等に基づく運用をお願いしたい。</p>	<p>・先進的、実験的な取組について、低利融資を受けることが可能となり、プロジェクト自体の採算性も上がるため、この効果による分配自由度向上が見込まれる。また事業資金の回収期間が短縮され、投資リスクの軽減や次のプロジェクトの前倒し実施が進むことが見込まれる。一方金融機関にとっても、元本回収リスクが軽減される。</p> <p>以上により、総合特区事業の円滑な実施が可能となる。</p> <p>・当該構想で想定している環境市民ファンド運営は、ファンド運営会社による太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電事業への投資を想定している。安定した売電収入が期待できるため、通常の投資ファンドとは異なりローリスクであり、出資者への配当についても低く抑えることが可能である。このため、融資に伴うリスクも低く、金融機関がファンド運営会社に融資を行うことは十分想定されることから、利子補給の対象事業に環境市民ファンド運営を追加する意義はあると考えている。</p>	<p>【エネルギー持続の地域づくり】・災害・事故等のリスクに強い、自立した安全・安心の地域をつくるため、また、地球環境にやさしい地域をつくるために、地域資源を最大限に生かしたエネルギー生産拡大と島民の主体的な取組としてのエネルギー消費抑制の両面の取組を進めることにより地域のエネルギー自給率を高め、脱化石燃料を推進することが必要。</p> <p>・取組を進める上では、地域で生み出されたエネルギーの価値がきちんと地域に還元され、地域の暮らしの質や空間の魅力を高めることに再投資されるような循環の仕組みづくりが重要。</p> <p>【農と暮らし持続の地域づくり】・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。</p>	<p>【地域でのエネルギー創出】 ・地域の自然特性に合った再生可能エネルギーを活用し、阪神・淡路大震災の経験に即した災害等のリスクに強い、自立分散型のエネルギー創出事業(発電事業)に取り組む。 (関連事業) A-d)良好な風況を生かした洋上・陸上風力発電の検算 A-e)大規模な土取り跡地等の未利用地を活用した太陽光発電所の整備</p> <p>【地域でのエネルギー創出を支える仕組みづくり】 ・島民の主体的な参画により事業を支える仕組みづくりとして環境市民ファンドの創設に取り組む。 (関連事業) B)あわじ環境市民ファンドの創設</p> <p>【農業人材の育成】 ・現行で食料自給率がカロリーベースで100%、生産額ベースで300%を超えている恵まれた生産環境を生かし、耕作放棄地を活用した農業分野の人材育成に取り組む。地域、県内、さらには日本全国に農業・食品産業の担い手を供給する。 (関連事業) A-c)就農支援会社による離陸支援 A-d)島内外協働の農業生産法人による農と食のパートナーシップづくり</p> <p>【農業活性化の仕掛けづくり】 ・遊休施設を活用した薬用植物栽培や大規模未利用地を生かした新しいスタイルの滞在型農園整備など「農」の健康・癒しへの価値を引き出す取組を中心に、新しい農業・食品産業の提案・実践を進める。 (関連事業) B-a)廃校を拠点としたエコ植物工場等による安心の葉菜栽培 B-b)環境と人を再生するエコクラインガルテン(アグリ・スマートビレッジ)づくり</p>	<p>総合特別区域法第56条第1項 総合特別区域法施行規則第37条</p> <p>総合特別区域法第2条第3項第3号 総合特別区域法施行規則第6条</p>	内閣府					
農業研修に取り組む若者等に対する生活支援の給付(「新規就農する若者等に対する就農経費に係る無利子貸付の充実」とセットで)	<p>・農業の担い手の高齢化、減少が進む現状において、農業の持続のためには、若年世代を中心に新規就農者を確保していくことが重要である。</p> <p>・淡路島のチャレンジファームにおいて農業を学ぶ若年世代は経済的基盤が比較的弱いことが多いと考えられることから、彼らが農業を学ぶことに集中できる環境づくりのために、生活の安定を支援する方策が必要である。</p>	<p>・農業を学ぶ若者への修学資金制度を創設。 *将来、淡路島で就農し、一定期間農業を営むことを支給要件とする。</p>	<p>・民間企業が主体となり、地元行政・住民が応援する淡路島のチャレンジファーム・モデルは、国や自治体など公的な機関によってもっぱら担われてきた農業分野の人材育成に新たな風を吹き込むものであり、民主導の持続モデルとして先駆的な取組といえることから、そこで学ぶ若者を公的機関として側方支援することは重要な政策課題である新規就農者の拡大等に資するものである。</p> <p>・若年の農業研修従事者の生活を経済面で支援することにより、生活面での不安要素が軽減され、農業研修に集中できる環境整備につながるから、研修生の確保に資する。</p>	<p>【農と暮らし持続の地域づくり】 ・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。</p>	<p>【農業人材の育成】 ・現行で食料自給率がカロリーベースで100%、生産額ベースで300%を超えている恵まれた生産環境を生かし、耕作放棄地を活用した農業分野の人材育成に取り組む。地域、県内、さらには日本全国に農業・食品産業の担い手を供給する。 (関連事業) A-a)チャレンジファームによる人材育成</p>	-	農林水産省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
「就農支援資金制度」の充実	<p>・新規就農者等を資金面で支援する制度として、無利子で資金を貸し付ける「就農支援資金制度」があるが、就農当初は経営面で脆弱な農業者が多いことから、資金の返済負担をできるだけ軽減することが望まれる。</p> <p>〔資金の種類〕*内容は青年(15歳以上30歳未満)の場合のもの(就農研修資金)*認定就農者・認定農業者対象 ・農業の技術又は経営の方法を実地に習得するための研修に必要な資金(貸付限度:農業大学校月5万円・先進農家等月15万円・指導研修200万円、償還期間:12年以内)</p> <p>(就農準備資金)*認定就農者・認定農業者対象 ・住居の移転、資格の取得、就農先の調査等就農の準備に必要な資金(貸付限度:200万円、償還期間:12年以内)</p> <p>(就農施設等資金)*認定就農者対象 ・農業経営を開始するのに必要となる施設・機械等の購入に必要な資金(貸付限度:3,700万円、償還期間:12年以内)</p>	<p>・借入れを行う新規就農者の資金返済の負担を軽減するため、貸付資金の償還期間を延長する。</p> <p>・現行では30歳未満の青年で償還期間12年以内のところ、償還期間18年以内に緩和する。</p>	<p>・新規就農には、研修や資格取得の費用、施設・機械の購入費、住居に要する資金等に多くの経費を要する。就農を希望する若者等の資金繰り面での不安要素を軽減し、農業に集中できる環境づくりにつながる。</p>	<p>〔農と暮らし持続の地域づくり〕 ・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。</p>	<p>〔農業人材の育成〕 ・現行で食料自給率がカロリーベースで100%、生産額ベースで300%を超えている恵まれた生産環境を生かし、耕作放棄地を活用した農業分野の人材育成に取り組み、地域、県内、さらには日本全国に農業・食品産業の担い手を供給する。 (関連事業) A-a) チャレンジファームによる人材育成</p>	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第7条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令第1条</p>	農林水産省					
農地利用集積円滑化事業を行う団体の対象拡大	<p>・人口の島外流出や高齢化が進み、担い手の減少や耕作放棄地の拡大が進む淡路島においては、農地利用の集積は農地の有効活用において重要なテーマとなっている。農地利用の集積については、農地利用集積円滑化事業を通じて行うことで効率性のほか、税制面で一定のメリットがある。</p> <p>・農地所有者は、淡路島内のみならず島外にも存在しており、これらいわゆる不在地主との調整を行う上で、民間企業の持つ全国的なネットワークを活用することは効果的であると考えられる。</p> <p>・しかし、農業経営基盤強化促進法第4条第3項によれば、農地利用集積円滑化事業(農地所有者代理事業、農地売買等事業、研修等事業)を行うことができる。</p> <p>・農地利用集積円滑化団体として、市町村、農業協同組合又は一般社団法人若しくは一般財団法人で農林水産省令で定める要件に該当するものが挙げられており、株式会社については、現行制度では農地利用集積円滑化団体になることができない。</p> <p>〔農地譲渡者のメリット〕 農地売買等事業で農地を円滑化団体に譲渡した場合、所得税が軽減される特別対象となる(譲渡益から800万円又は、1,500万円特別控除)。 このほか、取得側は、不動産取得税、固定資産税、登録免許税の、譲渡・貸付側は所得税の優遇が受けられる。</p>	<p>・事業の適切な遂行が確保できる団体であれば、営利・非営利を問う必要はないと考えられ、新規就農育成事業を介して農業の振興に積極的に取り組もうとする株式会社を同団体から一律に排除することから、市との役割分担と合意を条件に、新規就農者育成事業、食料生産事業を行う株式会社を同団体になれるようにすることが必要と考える。</p> <p>・具体的には、農地利用集積円滑化事業について適切な遂行が期待できる団体(必要な知識を有し地域に根付いた民間企業等)は、その主体になれるようにする。(但し、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。)</p>	<p>・淡路島において農業の持続・活性化に必要な新規就農者の育成事業に取り組む民間企業が農地利用集積円滑化団体となれば、全国的な支店や市との連携により、島外に散在する不在地主との交渉を進めやすくなり、農地利用の集積が促進される。</p> <p>・チャレンジファームの修了生のみならず、島内での新規就農希望者に対し、広く農地の提供を行うことにより、淡路島での農業の経営規模拡大がさらに促進されることにより、現有農地の維持・遊休農地の解消につながることが期待される。</p>	<p>〔農と暮らし持続の地域づくり〕 ・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。</p>	<p>〔農業人材の育成〕 ・現行で食料自給率がカロリーベースで100%、生産額ベースで300%を超えている恵まれた生産環境を生かし、耕作放棄地を活用した農業分野の人材育成に取り組み、地域、県内、さらには日本全国に農業・食品産業の担い手を供給する。 (関連事業) A-c) 就農支援会社による離陸支援</p>	<p>・農業経営基盤強化促進法第4条第3項</p>	農林水産省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に係る農地法に基づく構成員の議決権制限の緩和	・農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則において、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が議決権の過半数を有する承認会社は、農業生産法人への出資が可能であるが、同法施行規則第3条において、承認会社による農業生産法人の株式取得は無議決権株式によることとされている。 ・そのため、出資者の意向が農業生産法人の経営に反映できず、出資へのインセンティブが働きにくい。	・農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則第3条の規定について、承認会社が農業生産法人の株式を取得する場合、当該株式は議決権付とする。	・承認会社が議決権を持つことで、出資者である消費者や住民の意思を農業生産法人の経営に反映させることができるため、より食を意識した事業展開が可能となる。	【農と暮らし持続の地域づくり】 ・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。	【農業人材の育成】 ・現行で食料自給率がカロリーベースで100%、生産額ベースで300%を超えている恵まれた生産環境を生かし、耕作放棄地を活用した農業分野の人材育成に取り組み、地域、県内、さらには日本全国に農業・食品産業の担い手を供給する。 (関連事業) A-d) 島内外協働の農業生産法人による農と食のパートナーシップづくり	農地法第2条第3項第2号 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則第3条	農林水産省						
海外人材親族滞在に係る規制の緩和	・植物工場での葉草栽培事業等を円滑に進めるため、海外から高度専門人材を招聘することが想定されるが、海外人材が本国にいる親と日本で一緒に暮らしたい場合、「特定活動ビザ」としての申請が必要になる。 ・しかし現行制度では、既に日本に滞在している海外人材が、後で自分の両親を日本に呼び寄せる場合、一旦「短期滞在ビザ」で招聘し、後日「特定活動ビザ」への在留資格変更許可申請を行う必要があるなど、手続きが煩雑である。 ・高度人材にとって、日本で自分や配偶者の両親と一緒に暮らすことが容易でないために、日本で働くことを躊躇させる一因となる可能性がある。 *なお、現行制度では、配偶者や子については、「家族滞在ビザ」で対応可となっている。	・淡路島内で農業技術活動等に従事する高度人材が自分又は配偶者の両親を日本に呼び寄せる場合は、高度外国人材本人あるいは配偶者の両親も「家族滞在ビザ」で対応可とする。	海外の高度人材の生活面の安心を確保することで、海外からの高度人材の定着促進につながり、先進技術の確立と国際交流による地域活性化に資する。	【農と暮らし持続の地域づくり】 ・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。	【農業活性化の仕掛けづくり】 ・遊休施設を活用した薬用植物栽培や大規模未利用地を生かした新しいスタイルの滞在型農園整備など「農」の健康・癒しへの価値を引き出す取組を中心に、新しい農業・食品産業の提案・実践を進める。 (関連事業) B-a) 廃校を拠点としたエコ植物工場等による安心の葉草栽培	・出入国管理及び難民認定法第2条の2、第7条第1項・第2項、別表第1の4、別表第1の5 二 ・出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(二に係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件(平成2年5月24日法務省告示第131号)11	法務省						

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に係る事業実施主体の対象拡大	<p>・クラインガルテンについては、地元の農業者・消費者、そして島内外の民間企業の出資により設立された農業生産法人が実施主体となって整備を進めることとしているが、当該法人だけの資金力で実施することは難しく、農山漁村活性化プロジェクト交付金による財政支援が必要不可欠である。</p> <p>・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」第2-4-(2)によると、計画主体が活性化計画の目標達成のために真に必要と認める場合、会社(中小企業に限る)も事業実施主体となることができるが、中小企業以外から出資を受ける子会社については中小企業であっても事業実施主体となることができないとされている。</p> <p>・このため、地元の農業者や消費者が出資し、農山漁村における定住や二地域居住などの推進に取り組む農業生産法人であっても、大企業の子会社と見なされる場合はこの交付金による財政支援を受けることができない。</p>	<p>・「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」第2-4-(2)の要件を緩和し、地元の農業者や消費者が総株主等の議決権の100分の50を超える持分又は株式に係る議決権を取得している農業生産法人である株式会社については、中小企業以外から出資を受ける子会社であっても事業実施主体となる旨を明記する。</p>	<p>・滞在型農園は既に多くの整備がなされているが、開発のために土砂を提供した広大な土取り跡地の再生として整備を行った例はなく、地域の環境と賑わいの再生モデルとして新たな方向を示すものといえる。</p> <p>・また、近隣では県立淡路景観園芸学校が日本で唯一の公的認定として園芸療法士の育成に取り組んでいるが、その蓄積・人材を生かした園芸療法プログラムを提供するとともに、地元の緑香産業と連携し、アロマテラピープログラムを展開するなど、農や地域の風土の中で心身の健康回復を図る拠点を形成する点で画期的なものである。</p>	<p>【農と暮らし持続の地域づくり】</p> <p>・人口減少・高齢化の顕著な淡路島の農漁村地域の再生に向けて、まず、地域の主な生業(なりわい)である農漁業の活性化が必須。そのためには新たな人材の育成と6次産業化を念頭に置いた新しい農漁業の提案・実践に取り組むことが必要である。</p>	<p>【農業活性化の仕掛けづくり】</p> <p>・遊休施設を活用した薬用植物栽培や大規模未利用地を生かした新しいスタイルの滞在型農園整備など「農」の健康・癒しへの価値を引き出す取組を中心に、新しい農業・食品産業の提案・実践を進める。</p> <p>(関連事業) B-b) 環境と人を再生するエコ・クラインガルテン(アグリ・スマートビレッジ)づくり</p>	<p>「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用について」第2-4-(2)</p> <p>会社法第2条第3号</p>	農林水産省					
EVの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化	<p>・EVの普及のためには充電インフラの整備を促進することが重要であるが、電気事業法施行規則において、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないことから、公共施設等でEV充電器を設置する場合、事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならぬ。</p> <p>・このため、低圧から高圧への契約変更に伴う料金負担増加や、低圧の別契約とするためには敷地を分けるなどする必要があるので、事業者にとって負担が大きく、公共施設等で機器の設置が進みにくい原因となっている。</p>	<p>EVの充電器について、「一構内・複数需要場所」という考え方を導入し、一般電気事業者の選択約款の拡充により、「一の需要場所」でも「複数の需給契約」を選択可能にする。</p>	<p>高圧契約への変更に伴う電気料金増加などEV充電器導入に係るコストが軽減されることにより、多種多様な業態・場所への急速充電器の設置が促進され、電気自動車普及のインフラ整備に資する。</p>	<p>【農と暮らし持続の地域づくり】</p> <p>・農漁村に住まう人々が安心して暮らし続けられるための環境整備が不可欠であり、超高齢化に対応した生活支援の仕組みづくりに取り組むことが必要。</p>	<p>【農漁村環境の質の向上】</p> <p>・農漁村の持続可能性を高めるため、農漁村に適した小型車両の導入による高齢者にやさしい交通システムの構築や、漁業のグリーン化に取り組む。</p> <p>(関連事業) C) 高齢者にやさしい持続交通システムの構築</p>	<p>・電気事業法第19条に基づき、各一般電気事業者の電気供給約款</p> <p>・電気事業法施行規則第2条の2第2項</p>	経済産業省					

提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
				政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
電動アシスト自転車の電力補助の最大比率の引き上げ	<p>・構想において、転倒しにくく、運動による健康維持にも配慮した電動アシスト3輪又は4輪自転車の開発を検討している。</p> <p>・現行制度下では、電動アシスト自転車の人力と電力補助の比率は最大1対2(10km/h以下)であり、10km/hから24km/hまで徐々に下がり、24km/hで電力補助がなくなるよう仕様が規制されている。</p> <p>・傾斜10度の道を登坂する場合、平地走行時の2倍の力が必要であり、高齢者には体力的負担が大きい。</p>	<p>・電動アシスト自転車の電力補助の最大比率を引き上げ、人力と電力補助の比率を、現行の最大1対2(10km/h以下)から最大1対3(10km/h以下)とする。</p> <p>・10km/hから24km/hまで徐々に比率を下げ、電力補助を行う最高速度は現行どおり24km/hとする。</p>	<p>・低速走行時の電力補助の割合を引き上げることで、高齢者が坂道等を走行しやすい環境づくりを進める。</p>	<p>【農と暮らし持続の地域づくり】</p> <p>・農漁村に住まう人々が安心して暮らし続けられるための環境整備が不可欠であり、超高齢化に対応した生活支援の仕組みづくりに取り組むことが必要。</p>	<p>【農漁村環境の質の向上】</p> <p>・農漁村の持続可能性を高めるため、農漁村に適した小型車両の導入による高齢者にやさしい交通システムの構築や、漁業のグリーン化に取り組む。</p> <p>(関連事業) C) 高齢者にやさしい持続交通システムの構築</p>	<p>・道路交通法第17条第3項</p> <p>・道路交通法施行規則第1条の3</p>	警察庁					
ミニカーと軽自動車の中間の車両規格の新設	<p>・構想において、自転車体が体力的に困難な高齢者や高齢夫婦が利用できる小型EVの開発を検討している。</p> <p>・現行の道路交通法では、自動車の乗車又は積載の制限が定められており、総排気量50cc以下又は定格出力0.6kW以下の原動機を有する普通自動車(ミニカー)については、乗車人員が1名と定められている。</p> <p>・夫婦揃っての外出等を想定した場合、現行のミニカー規格では不足がある。</p>	<p>・最大2名が乗車できる小型車両の規格(ミニカーと軽自動車の中間)を新設する。(想定仕様)</p> <p>モーター出力2kW、バッテリー容量2kWh、充電時間2時間、1充電走行距離 16km</p>	<p>・普通乗用車に代わる高齢世代向けの移動手段として小型車両の普及推進を図るためには、少なくとも夫婦2人が乗車できることが望ましい。</p>	<p>【農と暮らし持続の地域づくり】</p> <p>・農漁村に住まう人々が安心して暮らし続けられるための環境整備が不可欠であり、超高齢化に対応した生活支援の仕組みづくりに取り組むことが必要。</p>	<p>【農漁村環境の質の向上】</p> <p>・農漁村の持続可能性を高めるため、農漁村に適した小型車両の導入による高齢者にやさしい交通システムの構築や、漁業のグリーン化に取り組む。</p> <p>(関連事業) C) 高齢者にやさしい持続交通システムの構築</p>	<p>・道路交通法第57条第1項</p> <p>・道路交通法施行規則第22条</p>	警察庁					
エコカー減税の期間延長と小型EV等へのエコカー減税の適用	<p>・EV、プラグインハイブリッド車などエコカーについては、自動車重量税・自動車取得税の軽減措置が受けられるが、それぞれH24.4.30、H24.3.31で終了する。</p> <p>・現在開発が進められている、軽自動車とミニカーの中間型の小型EVについても、普及促進を図る観点から、同様の減税措置を適用することが望ましい。</p>	<p>・エコカーについては、自動車重量税・自動車取得税の軽減措置を継続する。</p> <p>・あわせて、軽自動車とミニカーの中間規格(新規創設規格)の新型車両(小型EV)等に係る減税措置を講ずる。</p>	<p>EV・プラグインハイブリッド車、型EVなどのエコカーの取得価格の軽減により、環境負荷の少ない交通手段の普及促進に資する。</p>	<p>【農と暮らし持続の地域づくり】</p> <p>・農漁村に住まう人々が安心して暮らし続けられるための環境整備が不可欠であり、超高齢化に対応した生活支援の仕組みづくりに取り組むことが必要。</p>	<p>【農漁村環境の質の向上】</p> <p>・農漁村の持続可能性を高めるため、農漁村に適した小型車両の導入による高齢者にやさしい交通システムの構築や、漁業のグリーン化に取り組む。</p> <p>(関連事業) C) 高齢者にやさしい持続交通システムの構築</p>	<p>・租税特別措置法第90条の12</p> <p>・地方税法第12条の2の2</p>	経済産業省					